

大通達甲（少年）第5号  
大通達甲（生企）第26号  
大通達甲（地域）第3号  
平成27年10月6日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

青少年の犯罪等被害防止対策要綱の制定に伴う積極的な取組の推進について（通達）  
先般、他県において、深夜（午後11時から翌日の午前4時までをいう。以下同じ。）に外出していた少年が被害者となる事件が発生したことを受け、大分県青少年対策本部が、青少年の健全な育成に関する条例（昭和41年大分県条例第40号）の趣旨の再徹底を図るため、青少年の犯罪等被害防止対策要綱（平成27年9月1日大分県青少年対策本部制定）を制定したことに伴い、県警察では、青少年を犯罪等の被害から保護するため、下記の取組を推進することとしたので、各所属にあっては積極的な取組の推進に努められたい。

記

1 深夜外出制限等の周知

非行防止教室、PTA、保護者会等の各種会合において、青少年の健全な育成に関する条例に規定されている次の事項について、周知徹底を図ること。

- (1) 青少年の深夜外出の制限
- (2) 家出等の疑いがある青少年の保護

2 地域警察官等による補導活動等

地域警察官等は、コンビニエンスストア、インターネットカフェ等の24時間営業の店舗に代表される青少年がい集しやすい場所等での補導活動を強化するとともに、深夜において営業を営む者等に対し、施設内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すよう指導すること。

3 実態把握及び情報提供の要請

少年警察ボランティア団体との連携による補導活動を行い、管内の青少年のい集場所の実態把握を行うとともに、青少年がい集しやすい店舗等の管理者に対し、警察への情報提供を要請すること。

4 防犯カメラの設置促進

防犯カメラの設置に向け、市町村等と協力体制を確保するとともに、自治体、事業所及び商店街を始めとする地域団体等に対し、防犯カメラの有用性について説明し、設置促進を図ること。

5 関係機関相互における情報共有

市町村要保護児童対策地域協議会、いじめ対策連絡協議会等関係機関・団体と各種問題を抱える青少年の情報を共有し、事案の早期解決を図ること。

（少年課企画・指導係）

（生活安全企画課安全・安心まちづくり推進係）

（地域課地域企画係）